

# 第4回群馬県小学生ゴルフ大会

## (兼)関東小学生ゴルフ大会群馬県予選競技

### 小学生4・5・6年生男子・女子の部 群馬県ブロック

■開催日：平成27年5月10日(日) ■開催コース：下秋間カントリークラブ

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。本書に記載のない事項や追加変更がある場合は、競技規定や選手への通知文書または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は2打とする。

### ローカルルール

1. 使用ティは赤マークとする。
2. アウト・オブ・バウンズ(規則27-1)の境界は白杭をもって標示する。
3. コース内の赤杭を超えた球はすべてアウトオブバウンズとする。(ラインOB)
4. ウォーターハザード(規則26-1)  
ウォーターハザードは黄杭または黄線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は、線がその限界を標示する。
5. 修理地(規則25-1)  
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし次のものを含む。  
パッティンググリーン前後のペイントマークを含み、スルーザグリーン芝生の短く刈った区域にあるヤードージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
6. ドロップエリア  
14番ホール、16番ホール、17番ホールにおいて球が池に入った場合、1打付加し指定ドロップエリアに球をドロップする事ができる。
7. 電磁誘導カート用の2本の人口の表面を持つ軌道は全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。
8. 動かさない障害物(規則24-2)
  - a. 排水溝
  - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
  - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とする)
9. コースと不可分の部分
  - a. 樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。
  - b. 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。
  - c. ウォーターハザード内にある人口の壁や杭でできた構造物。

## 競技の条件

### 1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

### 2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。

### 3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』を適用する。(ゴルフ規則 174 ページ参照)

### 4. 使用球の規格 (ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』

### 5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミックス製または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

### 6. ホールとホールの間での練習禁止 (規則 7.2 注 2)

『規則付 I (c)5b』 (ゴルフ規則 179 ページ参照)

### 7. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレー中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断	: 短いエアホーンを繰り返し鳴らして通報する。
険悪な気象状況による即時中断	: 1 回の長いエアホーンを鳴らして通報する。
プレーの再開	: 1 回の長いエアホーンを鳴らして通報する。

### 8. キャディ(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーは親権者、親権者に準ずる者、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディとして使用する事を禁止する。

この条件の違反の罰は『規則付 I (c)2』を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)

### 9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

## 注 意 事 項

1. プレーヤーは、競技規則と目土袋を必ず持参すること。
2. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないように注意すること。  
プレーの不当な遅延については、ペナルティーを科すことがある。
3. スコアカードは指定カードを使用すること。
4. 携帯電話のコース内持ち込みを禁止する。
5. 服装はブレザー又は学生らしいものを着用し、シャツは中に入れ、帽子着用のこと。
6. 1番10番ティインググラウンド周辺、9番18番のグリーン周辺を除き、ギャラリーのコース内立ち入りを禁止する。同場所での携帯電話の使用を禁止する。
7. 競技の条件4項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
8. 競技委員会は、競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
9. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1箱を限度とする。  
※使用クラブはアイアンのみ可とする。
10. スタート15分前には、必ずティインググラウンド周辺に待機すること。
11. 手引きカートについては、使用可とする。但し、補助電動機能付の手引きカートは使用不可とする。
12. 競技の条件やローカルルールに変更がある時は掲示して告知する。
13. 本大会は、特別にゴルフクラブの本数を10本以内に制限する。
14. アプローチ、バンカー練習場は使用禁止とする。
15. 距離測定のための機器の使用を禁止する。

競技委員長 原 富男